

# 大分県報

平成二十九年  
第二九〇四号  
八月四日

（金曜日）

## 目次

### 告示

- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請（二件）……………一  
クリーニング師の研修等の指定……………二  
指定漁船調査書の縦覧（二件）……………三  
道路区域の変更……………三  
道路の供用開始（二件）……………四

### 告示

#### 大分県告示第四百五十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成二十九年八月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 変更申請のあった年月日  
平成二十九年七月十三日
- 二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 笑顔
- 三 代表者の氏名  
後 藤 康 代
- 四 主たる事務所の所在地  
杵築市山香町大字野原千六百八十二番地一
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、地域住民に対して、福祉に関する事業を行い、社会に寄与することを目的とする。

とする。

#### 六 定款変更の内容

事業の変更

公告の方法の変更

#### 大分県告示第四百五十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成二十九年八月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

#### 一 変更申請のあった年月日

平成二十九年七月十九日

#### 二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 大山水環境アスリート

#### 三 代表者の氏名

諫 山 光 夫

#### 四 主たる事務所の所在地

日田郡大山町大字西大山三千七百四十番地の一

#### 五 定款に記載された目的

この法人は、大山町の住民および大山町を訪れた青少年を含む町外の方々に対して、大山町内の河川を主たる活動の場所として、河川環境の保全を図る清掃活動・子どもの健全育成を図るカヌー教室の開設・まちづくりの推進を図る都市と田舎の交流事業としての大山川フェスティバルの開催に関する事業を行い、過疎化する大山町の活性化の町おこしの礎として機能して、地域社会の発展に寄与することを目的とする。特に、国土交通省が水辺プラザ事業の一環として大山川にカヌーコースを整備してくれたので、これを民間サイドで活用するためにも、子どもの健全育成を図るカヌー教室の開設ならびにカヌー貸出の事業をこの法人の活動の中心にすえて地域社会の発展に寄与することを目的とする。

#### 六 定款変更の内容

事務所の変更

目的の変更

事業の変更

役員に関する事項の変更

平成二十九年八月四日

大分県報（告示）

会議に関する事項の変更  
資産及び会計に関する事項の変更  
定款の変更に関する事項の変更

大分県告示第四百五十九号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項及び第八条の三の規定により、次のとおりクリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習を指定した。

平成二十九年八月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 主催者の名称及び所在地

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

東京都港区新橋六丁目八番二号

二 第一型の研修の期日及び場所

期 日	場 所
平二九・一〇・二九	大分市大字下宗方一〇三五一
平二九・一一・二二	大分職業訓練センター 別府市青山町五番七三号 別府豊泉荘

三 第二型の研修及び講習の受付期間及びレポート提出締切期日

1 研修の受付期間及びレポート提出締切期日

研修の受付開始年月日

平三〇・一・一〇

受付締切期日

平三〇・一・三二

レポート提出締切期日

平三〇・二・二八

2 講習の受付期間及びレポート提出締切期日

講習の受付開始年月日

平二九・一〇・二二

受付締切期日

平二九・一〇・二〇

レポート提出締切期日

平二九・一一・一五

四 第一型の研修の科目及び時間数

- 1 廃棄物の処理 二時間
- 2 衛生法規及び公衆衛生 一時間
- 3 洗濯物の受取、保管及び引渡し 一時間
- 4 洗濯物の処理 一時間
- 5 繊維及び繊維製品 一時間

五 第二型の研修及び講習の科目及びレポート課題

- 1 衛生法規及び公衆衛生
- 2 洗濯物の受取、保管及び引渡し
- 3 洗濯物の処理
- 4 繊維及び繊維製品

六 受講料

第一型研修（特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習を含む。） 八千円

第一型研修（特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習を除く。） 五千円

第二型研修 五千円

第二型講習 四千五百円

大分県告示第四百六十号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五  
条第一項の規定により、次ののとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）  
第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、施行令第五  
条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

平成二十九年八月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

豊後高田市白野三千五百九十番地

成重 博文

豊後高田市中真玉千八百二番地

徳永 靖弘

豊後高田市西真玉千四百二十九番地

近藤 正利

- 2 加入区  
真玉町加入区

- 3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称  
大分県漁業協同組合

- 二 指定漁船調書の縦覧

- 1 縦覧期間  
平成二十九年八月四日から同月十八日まで

- 2 縦覧場所  
(一) 大分市府内町三丁目五番七号  
大分県漁業協同組合事務所

- (二) 豊後高田市中真玉浜西千七百七十七番地の十  
大分県漁業協同組合香々地支店真玉取次店事務所

大分県告示第四百六十一号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五  
条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）  
第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、施行令第五条第  
三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。  
平成二十九年八月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出事項

- 1 発起人の住所及び氏名

津久見市大字網代三千四百三十二番地の一  
福本 正道

津久見市大字四浦三千七十四番地  
戸田 公一

津久見市大字千怒四千八百七十三番地の五  
松下 勝

- 2 加入区  
津久見市加入区

- 3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合

- 二 指定漁船調書の縦覧

- 1 縦覧期間  
平成二十九年八月四日から同月十八日まで

- 2 縦覧場所  
(一) 大分市府内町三丁目五番七号  
大分県漁業協同組合事務所

- (二) 津久見市高洲町二十四番地の十六  
大分県漁業協同組合津久見支店事務所

大分県告示第四百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の  
区域を変更する。  
その関係図面は、平成二十九年八月四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置  
いて一般の縦覧に供する。  
平成二十九年八月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類 及び路線名	区 間	区域変更 前後別	敷地の幅員	延 長	備考
県道庄内久 住線	由布市庄内町五ヶ瀬字林 四三六番三地从先から 由布市庄内町五ヶ瀬字栗 ノ木一〇六五番二まで	前	一七・〇 メートル 五・〇	六二五・四	上記A 及びB は、関 係図面 に表示 する敷 地の区 分をい う。
		後	二二・八 五・〇	六二五・四	
	由布市庄内町五ヶ瀬字林 四三六番三から 由布市庄内町五ヶ瀬字栗 ノ木一〇六五番二まで	後	四八・二 五・〇	五八〇・〇	

平成二十九年八月四日

大分県報(告示)

四

大分県告示第四百六十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年八月四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月四日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道亀川別府線

別府市野口中町一一二八番九から  
別府市野口中町一五八三番三まで

平二九・八・四

大分県告示第四百六十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年八月四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月四日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道庄内久住線

由布市庄内町五ヶ瀬字林四三六番三から  
由布市庄内町五ヶ瀬字栗ノ木一〇六五番二ま  
で

平二九・八・四